

自主保安高度化事業者の事前調査に係る評価の視点

令和6年4月

特別民間法人 高圧ガス保安協会
保安技術部門 保安業務グループ

(はじめに)

この評価の視点は、自主保安高度化事業者の認定に関し、高圧ガス保安協会が実施する事前調査において、要求事項を満足しているかどうかの評価視点と確認する書類の例を示したものです。

自主保安高度化事業者としての認定取得をお考えいただく際の参考としていただけたら幸いです。

なお、評価の視点中、※の項目は、要求事項をより推進しているかどうかといった趣旨で、参考に確認させていただく視点として示してあります。

また、この評価の視点の用語は次のとおりです。

(用語)

○内規の要求事項

「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20180323 保局第6号 平成30年3月30日制定 令和5年12月21日最終改正)」(以下「内規」という。)別添1及び別添2に規定される自主保安高度化事業者の認定の基準です。

○評価の視点

高圧ガス保安協会が実施する事前調査において、申請の内容が内規の要求事項に適合しているかどうか評価する際の視点です。

○確認する書類の例

高圧ガス保安協会が実施する事前調査において、申請の内容が内規の要求事項に適合していることを確認するために必要な書類の例を示したものです。

この評価の視点に記載されている用語については、通達に定義されています。

「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20180323 保局第6号 平成30年3月30日制定 令和5年12月21日最終改正)」抜粋

(定義)

第一条 本基準において使用する用語は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み。事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源(人材、予算、物資及び専門的技術を含む。)を含む。

二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性。

三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置。

四 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針。

五 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標。

六 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画。

七 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合、その変更によって保安に影響を与える危険源を特定し、これに対して必要な一連の措置を講じること。

八 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置。

お問い合わせ先

特別民間法人高圧ガス保安協会

保安技術部門 保安業務グループ 認定調査チーム

電話 03-3436-6103 メール hpg@khk.or.jp

1. 自主保安高度化事業者の事前調査に係る評価の視点（内規別添1関係）

| 内規の要求事項 | 評価の視点 | 確認する書類の例 |
|--|--|---|
| <p>第一章 総則（略）</p> <p>（本社の保安に係る基本姿勢） 第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法人の代表者によって、経営理念、基本方針等、が作成されている。 本社の姿勢、経営者のコミットメントが示されている。 ※法人の代表者は、保安の重要性を強く認識している。 | <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> 経営理念が記載されたもの 基本方針が記載されたもの 行動指針等その他の諸施策が記載されたもの |
| <p>（保安管理システム） 第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保安管理システムが確立されPDCAを回す体制となっている。 保安管理システムは定期的に見直され、積極的なシステム改善が実施されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 保安管理システムを確立し、継続的に改善していることを示した説明文書等 |
| <p>（保安管理方針） 第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に定め、文書化すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「本社保安管理基本方針」→「事業所保安管理基本方針」等、保安に関する基本方針が系統だって作成されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な保安管理方針を示した説明文書 |
| <p>（保安に影響を与える危険源） 第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとすること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントを実施するとともに適切なリスク低減策が講じられている。 リスクの解析及び評価が適切な手法で実施されている。 危険源を最新にする仕組みが出来ており、定期的に見直しを行っている。 | <p>第五条 第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント実施計画及び実施記録等 <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> （事業所としての）危険源に関する情報が最新のものとすることを示した説明文書 |
| <p>（保安管理目標） 第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「本社の保安管理目標」→「事業所保安管理目標」の保安管理目標が系統だって作成されている。 保安管理目標の設定にあっては、危険源への配慮が明確になっている。 ※保安管理目標は、継続的改善を行うため、数値化するなど具体的で測定評価可能な形となっている。 | <p>第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> 事業所の保安管理目標 事業所の保安管理目標の見直し実績 |

| | | |
|--|--|---|
| <p>2 保安活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -各組織の保安管理目標 |
| <p>(保安管理計画) 第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保安管理目標を達成するための保安管理計画の策定、実施、評価の手順が明確になっている。 事業所内で保安管理計画を検討する責任体制としての仕組み等が明確になっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事業所の年度計画、 -一部の年度計画等 |
| <p>(事業所の体制等) 第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保安関連の設備改善や維持に関する予算、資源配分に対する実績が示されている。 ※設備保全計画に、事業所において特徴的な製造施設にかかる配慮がされている。 | <p>第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> -設備保全計画と予算の推移 -事業所の年齢構成や人数、人員体制の推移 |
| <p>2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。</p> <p>一 体制</p> <p>次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあつては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。</p> <p>イ 保安管理機能</p> <p>(1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織が明確になっている 保安管理機能が、事業所の保安管理活動の継続的改善に寄与している。 | <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -保安管理組織図等 -業務分掌規程等 -危害予防規程等 要件を満足することを示した説明文書 |
| <p>(2) 事業所の保安管理システムを統括できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保安管理システムを統括する役割を果たしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -業務分掌規程等 |
| <p>ロ 運転管理機能</p> <p>(1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 運転員が交替する場合は、交代・引き継ぎの方法が定められ、※運転関係者で共有され、実践されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 要件を満足することを示した説明文書 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストなどを活用し、日常検査が適切に実施されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> - 日常点検の検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者等について明確になっている。 |
| <p>ハ 設備管理機能 (1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡しについて適切に管理できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の開始及び完了時における引き継ぎ及び引き渡しについて、担当する者間の責任の所在は明確である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書 |
| <p>(2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・補修計画、検査方法が整備されている。 ・事業所の特徴に応じた事情を踏まえた検査計画となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> - 設備補修に係る計画に沿って行う検査の考え方を示した説明文書 - 補修計画等と検査実績を示す資料 |
| <p>(3) 製造施設の新設、増設又は変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に必要な事項について配慮できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設等に当たっての配慮事項は明確であること。 ・事業所の特徴に応じて配慮すべき事項が明確となっている。 <p>※新設、増設に当たって設計上において保安上配慮すべき事項が、実際に配慮されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書 |
| <p>二 役割 イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事故等の原因究明、再発防止対策等が適切に実施されている。 ・究明した事故情報が再発防止に活用されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書 |
| <p>ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンの責任と作業体制が定められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> - スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンに係る責任の所在、作業体制を定めた資料 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更管理の範囲は、分かり易く、運用しやすく定義されている。 ※変更管理の責任と変更管理手順を含む作業体制が定められている。 ※変更後のフォロー手順が適確に定められ、実施されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書 -変更管理規程 -変更管理指示書 -リスク評価及び低減策を含む変更管理実施記録、チェックリストなど |
| <p>ニ 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を見直すこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・関連文書の見直しが適確に実施されている。 ※関連文書の見直し実績は適切に周知されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -関連文書の見直し手続きに関する資料 -新增設等の場合の運転マニュアル、P&ID、機器台帳等の見直し実績 |
| <p>三 資格 各管理機能の責任者は、経験十年以上（管理機能の経験年数を通算する。）又は同等の知識及び経験を有している者であること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各管理機能の責任者は、明確となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書 |
| <p>四 協力会社に関する事項 協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内部門と協力会社との責任分担が明確になっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書 |
| <p>（教育訓練） 第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の職制に応じた具体的な教育が実施されている。 ※教育効果の確認が行われ、教育訓練の評価や達成度が評価されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練を行っていることを示した説明文書 ・教育内容に関する評価と実績を示す資料 |
| <p>（情報の連絡） 第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議等が開催され、※緊密な連絡が実施されている。 ・組織及び職制ごとに横断的なコミュニケーションが図られている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満足することを示した説明文書 一事業所内の会議等に関する資料及び実施内容が分かる資料 |
| <p>（保安管理システムに関する文書作成及び管理） 第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理活動に必要な文書が適切に維持及び管理されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法等を示した説明文書 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(記録) 第十二条 事業所は、保安全管理活動に必要な記録を維持すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安全管理活動に必要な記録が適切に維持及び管理されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録の管理方法を示した説明文書 |
| <p>(緊急事態への準備及び対応) 第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的に実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な訓練の実施により、緊急事態への対応方法が事業所内で共有されている。 <p>※実際の緊急事態においても落ち着いて対応できるような工夫を行っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練計画、実施実績等を示した説明文書 |

2. 自主保安高度化事業者の事前調査に係る評価の視点（開放検査周期延長）（内規別添2関係）

| 内規の要求事項 | 評価の視点 | 確認する書類の例 |
|--|---|--|
| <p>第一条 事業所は、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、かつ、確実に実施すること。</p> <p>一 機器の寿命管理に関する事項</p> <p>文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録を解析し、その解析結果を踏まえて機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理や補修を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の寿命管理は、次のことを配慮している。 ①網羅性は確保されている。 ②予見性が充実している。 ③管理性は適切である。 ・ 運転条件の変更等考慮し、機器の寿命を見直している。 ・ 寿命管理の結果を補修の要否に活用している。 | <p>第一条 第一号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寿命管理についての基本的考え方を示した説明文書 ・ 補修要否についての考え方（判定基準等を含む。）を示す説明文書 |
| <p>二 開放検査体制に関する事項</p> <p>(1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項</p> <p>(2) 開放検査方法に関する事項。</p> <p>(3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項。</p> <p>(4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 腐食、劣化損傷の状態を踏まえて検査の方法等を見直している。 ・ 運転条件、開放検査結果、事故事例等に基づき関係部門が協議し、開放検査周期等を適切に見直している。 ・ 機器の更新時期に関する判断基準は明確となっている。 | <p>第二号</p> <p>(1) 開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細について示した説明文書</p> <p>(2) 開放検査に関する具体的な検査方法を示した説明文書</p> <p>(3) 各機器の取替え時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した説明文書</p> <p>(4) その他開放検査実施に当たって配慮している事項について示した説明文書</p> |
| <p>三 検査記録等の活用に関する事項</p> <p>保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査記録を活用して自主的に検査範囲の拡大及び検査方法の改善等を行っている。 ・ 記録を効率的に施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用している。 | <p>第三号</p> <p>解析の実施体制及び活用例を示した説明文書</p> |
| <p>第二条 事業所は、前条に掲げる事項を実施する際の責任の所在及び担当組織を明確に定め、かつ文書化すること。ただし、事業所が前条のうち一及び二(1)～(3)に掲げる事項を実施する際に関係会社又は協力会社を活用する場合には、当該事項を実施する際の責任の所在は当該事業所にあることを要する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任の所在及び担当組織を明確になっている。 ・ 関係会社又は協力会社を活用する場合の責任の所在が事業所にあることが明確になっている。 | <p>第二条</p> <p>要件を満足することを示した説明文書</p> |

※ 「2. 自主保安高度化事業者の事前調査に係る評価の視点（開放検査周期延長）（内規別添2関係）」は、自主保安高度化開放検査時期設定調査の申請をされる場合に適用されます。